

収集曜日の考え方

例)ある月のカレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
第1週				1 1回目の 水曜日	2 1回目の 木曜日	3 1回目の 金曜日	4 1回目の 土曜日
第2週	5 1回目の 日曜日	6 1回目の 月曜日	7 1回目の 火曜日	8 2回目の 水曜日	9 2回目の 木曜日	10 2回目の 金曜日	11 2回目の 土曜日
第3週	12 2回目の 日曜日	13 2回目の 月曜日	14 2回目の 火曜日	15 3回目の 水曜日	16 3回目の 木曜日	17 3回目の 金曜日	18 3回目の 土曜日
第4週	19 3回目の 日曜日	20 3回目の 月曜日	21 3回目の 火曜日	22 4回目の 水曜日	23 4回目の 木曜日	24 4回目の 金曜日	25 4回目の 土曜日
第5週	26 4回目の 日曜日	27 4回目の 月曜日	28 4回目の 火曜日	29 5回目の 水曜日	30 5回目の 木曜日	31 5回目の 金曜日	

粗大ごみ(小型・大型)、缶・びん・ペットボトル、古紙類・古布類の収集日の考え方は、すべて「その月の〇回目の〇曜日」という考え方に従います。
(〇週目の〇曜日という考え方ではありません。)

お住まいの町の収集日でごみ出しするのではなく、ご利用になれるごみ置場のある町の収集日に合わせてごみ出ししましょう！

- … 各曜日の、その月の1回目にあたる日
- … 各曜日の、その月の2回目にあたる日
- … 各曜日の、その月の3回目にあたる日
- … 各曜日の、その月の4回目にあたる日
- … 各曜日の、その月の5回目にあたる日

缶・びん・ペットボトルの収集日が「1・3火」の地域の場合、1回目・3回目の火曜日という意味になりますから、

上のカレンダーの場合、
1回目の火曜日である7日(火)
及び
3回目の火曜日である21日(火)が収集日となります。

※「1・3火」とは、
1週目・3週目の火曜日の意味ではありません。
1週目ということになると、上のカレンダーのような場合、1週目の火曜日という日が存在しないため、収集日がなくなってしまうためです。